

平成15年6月11日

周南社協要領第1号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市徳山社会福祉センターバス管理運行要領

改正 平成22年3月15日

1 目的及び設置

地域の福祉活動の拠点となる周南市徳山社会福祉センター（以下「センター」という。）における集会・研修・レクリエーション・趣味・健康・奉仕等の活動並びに福祉活動の便宜に供するため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内に周南市徳山社会福祉センターバス（以下「センターバス」という。）を設置する。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) センターバス

第1項の目的のために運行する「乗合自動車」。

(2) 福祉関係諸団体

市内の公共団体並びに社会福祉法に關係する団体及びボランティアグループ等。

(3) 対象者

福祉センターを利用する老人・心身障害者。

3 使用者の資格

センターバスは、原則として次の各号に掲げる団体等（おおむね20名以上を単位とする。）の目的によって計画、実施される行事のために運行する。ただし、やむを得ない事情があると本会会長（以下「会長」という。）が認めたときは、この限りではない。

(1) 市内の福祉関係諸団体。

(2) 市内に住所を有する対象者。

(3) その他会長が適当と認めた者。

4 使用の許可

(1) センターバスを使用しようとする者及び団体（以下「使用者」という。）は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(2) 許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

5 使用の制限

(1) 会長はセンターバスの管理上必要があると認められるときは、前項の許可について使用の制限その他必要な条件を付することができる。

(2) 使用者が次の一に該当するときは、会長はセンターバスの使用を許可しない。

ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

イ センターバス及びその附属品を損傷するおそれがあると認められるとき。

ウ その他・管理運営上支障があると認められるとき。

6 使用の期間

センターバスの運行は、福祉センターの休館日を除く午前9時より午後5時までの間とし、同一の利用者が引き続いて使用することはできない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7 使用料

センターバスの使用料は、走行距離に応じた給油時の燃料費（軽油）とし、支払方法は、使用当日または翌日以降福祉センターに現金で支払うものとする。ただし、別紙団体については無料とする。

一部改正（平成22年3月15日）

8 目的外使用・転貸及び権利の譲渡の禁止

利用者は、センターバスを許可を受けた目的以外に使用し、転貸し又はその使用权を他に譲渡してはならない。

9 使用許可の取消し

会長は次の各号の一に該当するときは、使用の許可取消し、運行行程の変更等、必要な措置を講ずることができる。

- (1) 天災その他の事由により、運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 運転を行う者に不測の事態が生じたとき（運転手の欠勤等）。
- (3) 利用者が使用の条件に違反したとき。
- (4) 利用者がこの要領に基づく指示・指導に従わなかったとき。
- (5) その他会長が必要と認めたとき。

10 損害賠償責任

利用者が自己の責に帰する理由で、過失・故意を問わずセンターバス及びその附属品をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

11 設置者の損害賠償責任

周南市及び周南市社会福祉協議会は、第9項の処分により利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

12 その他

この要領に定めるもののほか、センターバスの管理運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

附 則（平成22年3月15日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別紙

徳山社会福祉センターバス無料団体

- 周南市
- 社会福祉法人周南市社会福祉協議会
- 周南市老人クラブ連合会農園作業